昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成23年2月15日発行第410号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

2
2011

竜頭の滝（日光市）

Index

1 貢献
2 業務特集 初めての建設業
4 栃木県行政書士会カレンダー（3月）
5 日行連だより
6 観賞用・記念用目的の家系図作成に係る
　行政書士法違反事件の最高裁判決について
7 おじゃましま～す！
8 支局かわら版（日光）・支局情報（佐野）
9 木もれび・ゴルフコンペのご案内
10 アドちゃんの談話室
11 廃棄物処理法改正に関する講習会
13 法制定60周年記念式典・賀詞交換会
　ADR特別委員会設立
14 研修会のお知らせ
16 会員の動き

マスコットキャラクター
アドちゃん

栃木県行政書士会　http://www.gt9.or.jp/gyosei

貢　献

広報部副部長　山本 昭子

自分の置かれた立場で、やるべきことを地道に進めていき、これが貢献につながったらとても幸せなことだと考えています。私は県の理事６年のうち４年を広報部で過したので、毎月の行政とちぎ発行のほかに講演会３回･映画上映会１回を経験しました。

講演会は、寂聴･河野･高木のお三方。映画会は「掘るまいか」でした。

一大イベントをやろうというときは

１　目的
２　日時と会場
３　講演会
４　宣伝・広告
５　抽選か？申し込み順か？
６　当日の会員の役割担当

これらを考えます。

上記１と２の日時は概ね、問題なし。２の会場が高木さんのケースでは問題になりました。

市民の参加人数を予想して、当初→文化会館小ホールと決めました。申し込みが始まると予想外に希望者が多く、嬉しい誤算となりました。これは、４の宣伝が上手く行ったと自画自賛。しかしながら、立見客がいるといかにも大盛況で良いと思った私たちは無知でした。多く立見の人がいると会館は消防署からお叱りを受けるそうです。急遽、文化会館と打ち合わせをした結果、たまたま（ラッキーなことに）大ホールが空いていたので、変更して事なきを得ました。

３は、なかなか難しく、行政書士会のイメージと合致するか、相手のスケジュールもあるし、ギャラの関係もありますし。寂聴さんのケースでは、申し込みからほんの数日で、先着５００名が締切りになりました。大人気でした。

４の宣伝・広告が広報部の真のお仕事。とは言うものの、何から手を付け、どのような宣伝をすれば効果的なのかがサッパリわからないのです。暗中模索・悩みの日々の中､新聞(下野)・ラジオ（栃木放送)・ケーブルテレビに申し込み、打ち合わせを始めました。原稿を提出し広告日・放送時間帯が何とか決まって行きました。住吉会長にはラジオスタジオまで足を運んでいただき、生放送出演をお願いしたのでした。正しく美しい栃木弁でした。

５についても悩ましいところです。抽選の場合は、公正でなければなりません。公正って・・・大変なことですよねえ。

今回、高木さんの時は全員が上手く収まりホッとしました。

返信ハガキの文面作りと印刷・発送が開催日の２週間まえころ、ようやく完了。あわただしい日程でした。

６は、各部・各研究会の会員に駐車場・会場・司会進行・講師接待等協力して頂きました。とくに、開場しお客様方が着席する際の空席を埋めていく作業が大変です。会場係のリーダーが、舞台の端などから空席のチェックをし「ここに２ッ」「むこうの隅に３ッ」と手振りで会場係に指示し､案内するなどして、前方の席から満席にして行き講師から見た歯抜け状態を解消しておくことが重要です。

それと、講演会実行の記録作りとその反省を残すことが､次の講演会成功への指針になると思います。

今 月 の 表 紙

竜頭の滝（日光市）

撮影 ： 広報部 関 比佐江

年明け二度目で、幸運にも真っ白な竜に出会うことが出来た。雪のトンネルから勢いよくしぶきをあげる水。周りの成長したつららの造形。

しんしんと凍るほどの美しさが、しばし寒さを忘れさせる。

業務特集

初めての建設業

専門業務指導員
岸　清美

1　建設業の許可と種類　　建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という）

（1）建設業とは　－法第2条－

建設業とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請負うことをいいます。この建設業は（4）に掲げるとおり、28業種に分かれています。

なお、ここでいう請負とは、雇用、委任、建売住宅の売買などと基本的に異なる考え方をとっていますからご注意ください。

（2）許可を必要とする者　－法第3条－

建設業を営もうとする者は、下記に掲げる工事を除いてすべて許可の対象となり、28種の建設業の種類（業種）ごとに、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

●許可を受けなくてもできる工事（軽微な建設工事）

建築一式工事以外の建設工事	1件の請負代金（注）が500万円未満の工事（消費税を含んだ金額）
建築一式工事で右のいずれかに該当するもの	（1）1件の請負代金の額が1,500万円未満の工事（消費税を含んだ金額） （2）請負代金の額にかかわらず、木造住宅で延べ面積が150㎡未満の工事 （主要構造部が木造で、延面積の1/2以上を居住の用に供するもの。）

（注）請負代金とは工事の請負契約代金＋発注者から支給された材料費。　1つの工事を2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額となります。

（3）許可の種類　－法第3条－

ア　国土交通大臣許可・・・・・二つ以上の都道府県に営業所がある場合

イ　知　事　許　可・・・・・一つの都道府県に営業所がある場合

建設工事自体は営業所の所在地に関わりなく、他府県でもおこなうことができます。例えば栃木県知事から許可を受けた建設会社は、営業活動は栃木県内の本支店のみとなりますが、その本支店における契約に基づいた工事は営業所のない他都道府県でも可能となります。大臣許可に該当するかどうか不明な場合は担当課にご相談ください。

※「営業所」とは、請負契約の締結に係わる実体的な行為を行う事務所をいい、最低限度の要件としては、契約締結に関する権限を委任された者がおり、かつ、営業を行うべき場所を有し、電話、机等什器備品を備えていることが必要です。

（4）建設工事と建設業の種類

※ 土木一式、建築一式の許可を持っていても、各専門工事の許可を持っていない場合は500万円以上（消費税込）の専門工事を単独で請負うことはできません。

土木工事業　建築工事業　大工工事業　左官工事業　とび・土工・工事業　石工事業　屋根工事業
電気工事業　管工事業　タイル・れんが・ブロック工事業　鋼構造物工事業　鉄筋工事業　ほ装工事業
しゅんせつ工事業　板金工事業　ガラス工事業　塗装工事業　防水工事業　内装仕上工事
機械器具設置工事業　熱絶縁工事業　電気通信工事業　造園工事業　さく井工事業　建具工事業
水道施設工事業　消防施設工事業　清掃施設工事業

2　営業所の要件　－法第3条－

営業所とは、本店、支店、若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、次の要件を備えているものをいいます。

（1）請負契約の見積り、入札、契約締結等の実体的な業務を行っていること。

（2）電話、机、各種事務台帳等を備え、居住部分、他法人又は他の個人事業主とは間仕切り等で明確に区分された事務室が設けられていること。

（3）経営業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人（（1）に関する権限を付与された者。）が常勤していること。

（4）専任技術者が常勤していること。

したがって、単なる登記上の本店、事務連絡所、工事事務所、作業所等は、この営業所に該当しません。

3　建設業の許可区分（一般建設業と特定建設業）　－法第3条－

建設業の許可は、一般建設業と特定建設業に区分されています（同一業種について、一般と特定の両方の許可は受けられません。）。

特定建設業の制度は、下請負人の保護などのために設けられているもので、次のように法令上特別の義務が課せられています。

（1）下請金額の制限

発注者（施主）→ 元請 → 下請（一次）

元請 ※工事の全部又は一部を下請に出す場合の契約金額　（消費税込み）	
特定建設業	一般建設業
①3,000万円以上（建築一式は4,500万円以上）複数の下請業者に出す場合はその合計	①3,000万円未満（建築一式は4,500万円未満）②工事のすべてを自分（自社）で施工

*工事の全部を下請に出す場合は、契約書等において事前に発注者（施主）の承諾を得た場合。

*二次以降の下請に対する下請金額の制限はありません。

※　一括下請けの場合、法第22条及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により禁止されておりますので、ご注意ください。なお、一括下請の禁止は二次以降の下請にも同様に適用されます。

4　許可の有効期間（5年間）（平成6年12月28日から施行）　－法第3条－

許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可日に対応する日の前日をもって満了となります。許可の有効期間の末日が日曜日等の行政庁の休日であっても同様の取扱いになります。
したがって、引き続き建設業を営もうとする場合には、期間が満了する日の30日前までに、当該許可を受けた時と同様の手続きにより更新の手続をとらなければなりません。ご注意下さい。

5　建設業許可の基準（許可を受けるための要件）　－法第7条・法第8条・法第15条－

許可を受けるためには、次の下表の項目に掲げる資格要件を備えていることが必要です。

・経営業務の管理責任者が常勤でいること。
・専任技術者を営業所ごとに常勤で置いていること。
・請負契約に関して誠実性を有していること。
・請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること。
・欠格要件等に該当しないこと。
・暴力団の構成員でないこと。

項目		一般建設業	特定建設業
1 経営業務の管理責任者	法人では常勤の役員（合同会社の有限責任社員、合資会社及び合名会社の無限責任社員、株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役又は法人格のある各種の組合等の理事等をいう）のうち1人が、また、個人では本人又は支配人のうち1人が右のいずれかに該当すること。 ※「役員」には、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。	―法第7条第1号― イ　許可を受けようとする建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者 ロ　イと同等以上の能力を有するものと認められた者（平成19年3月30日国総建第395号「経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」参照） ①許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって次のいずれかの経験を有する者 a　経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験（事前に担当課に相談） b　7年以上経営業務を補佐した経験（事前に担当課に相談） ②許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し7年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者 ③その他、国土交通大臣が個別の申請に基づき認めた者	
2 専任技術者	すべての営業所に、右のいずれかに該当する専任の技術者がいること。	―法第7条第2号― 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかの要件に該当する者 イ　学校教育法による高校（旧実業学校を含む。）所定学科卒業後5年以上、大学（高等専門学校・旧専門学校を含む。）所定学科卒業後3年以上の実務経験を有する者 ロ　10年以上の実務経験を有する者（学歴・資格を問わない。） ハ　イ、ロと同等又はそれ以上の知識・技術・技能を有すると認められた者 ①　所定学科に関し、旧実業学校卒業程度検定に合格後5年以上・旧専門学校卒業程度検定に合格後3年以上の実務経験を有する者　所定学科手引表参照 ②　免許資格を有する者 ③　その他、国土交通大臣が個別の申請に基づき認めた者	―法第15条第2号― 同　　左 イ　免許資格を有する者 （一定基準を満たす技術者がいること。一般建設業の技術者に比べ、基準が加重されています。指定建設業の場合はさらに一定の国家資格が必要） ロ　法第7条第2号イ・ロ・ハに該当（同左し、かつ元請として消費税含む4,500万円以上の工事（平成6年12月28日前にあっては消費税含む3,000万円、さらに昭和59年10月1日前にあっては1,500万円以上）について2年以上の指導監督的な実務経験を有する者 ハ　国土交通大臣が、イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認めた者 指定建設業については、上記のイ又はハに該当する者であること。
3	誠実性	―法第7条第3号―	―法第15条第1号―
4	財産的基礎等	―法第7条第4号― 次の**いずれか**に該当すること。 ①　自己資本が500万円以上あること。 ②　500万円以上の資金調達能力のあること。 ③　許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること。	―法第15条第3号― 次の**すべて**の要件に該当すること。 ①　欠損の額が資本金の20%を超えないこと。 ②　流動比率が75%以上であること。 ③　資本金が2,000万円以上であること。 ④　自己資本が4,000万円以上あること。
5	欠格要件等	―法第8条― 法人にあってはその法人・役員、個人にあっては事業主、支配人及び建設業法施行令第3条に規定する使用人がいずれかに該当したときは、許可は受けられません。	

※紙幅の関係で詳細に述べることはできないが、以上の基本的な事柄を確認し建設業許可申請業務を進めて下さい。
なお、添付資料等については各都道府県独自の裁量が下される場合もありますのでご確認下さい。

栃木県行政書士会カレンダー（３月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
2	水	正副会長会	13:30～	栃木県行政書士会
		足利市市民相談室　行政書類（遺言）など （於：足利市役所１階　市民相談室）	13:00～16:00	足利支部
3	木	財務経理部会	13:30～	財務経理部
7	月	ＡＤＲ調停人養成　効果測定	13:30～	業務開発部
8	火	編集会議	13:30～	広報部
9	水	ＴＩＡ相談会	10:00～	総務部
		国際業務研究会定例会	13:30～	総務部
		外国人在留資格相談室（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:30～16:30	足利支部
10	木	登録説明会	10:00～	総務部
		三役会	13:30～	総務部
14	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
15	火	行政書士基礎講座 「はじめての農地法」（行政書士　田渕　徹）	13:30～	業務研修部
16	水	行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
		ＡＤＲ調停人養成ＰＧ　家族法研修　実践編３（全６回）	13:30～17:00	業務開発部
17	木	産業廃棄物収集運搬業 法改正研修	13:30～15:30	業務研修部
24	木	登録事前相談会	10:00～	総務部
		登録説明会	11:00～	総務部
28	月	宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00～17:00	宇都宮支部
29	火	行政書士ゴルフコンペ（於：宇都宮ロイヤルゴルフ倶楽部）		P9 参照

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題	備考
1335	H23. 1.　5	理事会の開催について	
1351	H23. 1.　5	「登記されていないことの証明書」の提出媒体について（お願い）	
	H23. 1. 13	【月間日本行政】３月号原稿予約と提出の締切について	
1345	H23. 1. 13	平成 22 年度１月分　会費納入について（お願い）	
1365	H23. 1. 13	コスモス成年後見サポートセンター設立記念式典の開催について	
1366	H23. 1. 13	平成 22 年度全国研修＜12 月期＞の DVD の送付について	
1368	H23. 1. 13	e-Tax ご利用案内について	
1389	H23. 1. 13	申請取次業務を行うことができる行政書士の名称表記について	
1393	H23. 1. 13	観賞用・記念用目的の家系図作成に係る行政書士法違反事件の最高裁判決について	
1405	H23. 1. 18	犯罪被害財産支給手続開始決定公告の周知について	

	H23.1.18	1/20 理事会の事前配布資料について（参考）	
1422	H23.1.21	平成 23 年度弁理士試験に係る特許庁からの依頼について（通知）	
1424	H23.1.21	平成 22 年度 ADR 機関認証申請研修の開催に伴う受講者への連絡事項	
1427	H23.1.21	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の購入冊数報告について（依頼）	
1432	H23.1.21	「申請取次届出済者」データ提供等について（お願い）	
	H23.1.21	【お知らせ】H23.1.20 理事会の当日配布・差し替え資料について	
1447	H23.1.26	理事会(1/20)の議事結果について	
1458	H23.1.26	単位会会則における会員処分に関する規定について（検討の提案）	
1472	H23.1.28	平成 22 年度知的資産実務研修の開催及び単位会推薦者の派遣について	
1485	H23.1.28	運輸安全マネジメント構築支援の推進について	
1489	H23.1.28	一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター設立記念式典参加お礼	

他会の動きダイジェスト

・北海道障がい者支援フェア開催	北海道会
・中国駐名古屋総領事館との交流会開催 ・親睦ゴルフ大会開催	愛知会
・行政書士フェスタ 2011～あなたの街の法律家～開催	東京会

観賞用・記念用目的の家系図作成に係る行政書士法違反事件の最高裁判決について ～日行連より～

去る平成２２年１２月２０日に最高裁判所にて行政書士法違反事件の判決があり、翌２１日には、全国紙全紙の朝刊で報じられました。

このことについて、簡単ではありますが、現時点での考え方をお示ししますので、ご理解の上、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

記

１．事件の概要

無資格の被告人が行政書士から職務上請求用紙を買い取り、不正に戸籍謄本を取り寄せ、注文者の家系図を作成し、販売したという事件で、裁判においては行政書士法違反（家系図作成は事実証明に関する書類作成に当たる）で争われ、一審、二審とも有罪であった。しかし、被告人が上告し、最高裁で争われた結果、逆転無罪が確定した。

なお、被告人に職務上請求用紙を売り渡した行政書士は、本件の一審判決前に行政書士法違反の共犯で罰金刑が確定している。

２．最高裁判決に対するマスコミ向け見解

判決当日の夜に、取り急ぎ司法記者クラブの幹事社あてに出したコメントは次のとおり。東京版においては、毎日新聞と産経新聞で一部を取り上げている。

現状で判決文を子細に検討した訳ではないが、今回の判決は、観賞用・記念用目的であるかぎり事実証明文書にあたらない、としたものであると解しています。
今回の判決が一人歩きして、親族関係図等に関しても無資格者が作成できるかのように誤解され社会生活に混乱を来すことを危惧します。

３．今回の判決を受けて

「事実証明に関する文書」については、「われわれの実社会生活に交渉を有する事項を証明するに足りる文書をいう」という基本的な判例がある（大九･一二･二四大、刑録二六－九三八）。今回の判決をこれに重ねてみると、要は、観賞用又は記念用として作成・使用されるものについては、上記「…証明するに足りる文書」には当たらず、行政書士の業務とされている事実証明文書には該当しない、と判断したものと理解するのが相当である。もとより、遺産分割協議等の際などに法的に作成を要する、親族関係図や相続関係説明図等の作成については、今回の判決は何ら関係ないことはいうまでもない。

（１）観賞用又は記念用とはいえ将来の使途を限定できないことを踏まえ、今後は社会に対して、関係法令知識を有するとともに守秘義務を課され、また、裁判長による補足意見にあるとおり戸籍・除籍の調査に関する専門家である行政書士により作成されることが国民の利便に寄与する旨をしっかりと訴え、広報を強化してゆく。

（２）観賞用又は記念用の家系図作成は、行政書士法第１条の２第１項にいう行政書士業務に該当しないことから、職務上請求書を使用して戸籍謄本等を請求することはできない。

（３）事実証明文書としての親族関係図や相続関係説明図等の作成は、行政書士法第１条の２第１項にいう行政書士業務に該当するので､職務上請求書を使用して戸籍謄本等を請求することができる。職務上請求書の使用に際しては、関係諸法令、行政書士倫理等を順守し、行政書士の信用又は品位を害することのないよう、また人権問題等を生じせしめないよう、行政書士としての使命感を持って取り組まなければならない。

以　上

小室明男会員 NHK関東甲信越地域放送文化賞受賞

宇都宮支部の小室明男会員が、昨年の総務大臣表彰受賞に引き続き、第１６回ＮＨＫ関東甲信越地域放送文化賞を受賞されました。おめでとうございます。

同会員は様々な広報活動等を通じ、当会にも多大な貢献をされており、今後もますますのご活躍が期待されます。

下野新聞　平成２３年１月１４日(金)

NHK関東甲信越地域放送文化賞
小室さん受賞

NHKは13日、第16回NHK関東甲信越地域放送文化賞に、うつのみや映画友の会の小室明男代表(61)＝写真＝が選ばれたと発表した。

小室氏は「宇都宮落語会副会長」なども務め、地域に根ざした活発な文化活動を展開。NHK宇都宮放送局のラジオ番組「小室明男のピックアップムービー」で、県内で上映される映画を紹介している。

受賞について小室さんは「好きなことをやって賞をもらえ光栄」と話している。

同賞は関東甲信越地域で年間を通し、地域文化、生活、産業分野で貢献した人や団体に贈られる。今回はアクアワールド茨城県大洗水族館など六つの個人、団体が選ばれた。表彰式は2月4日、東京のNHK放送センターで行われる。

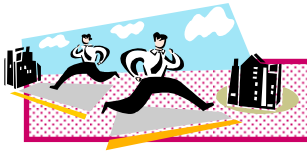

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今月の「おじゃましま～す！」は、栃木支部の唐木田先生の事務所を訪問しました。先生の事務所は、とちぎ花センターに程近く、三毳山が今にも手の届きそうなところにある、自然豊かな場所にあります。

氏　名　唐木田有作（からきだゆうさく）
事務所　下都賀郡岩舟町大字下津原３２２
入会日　平成７年１２月１日

1. 入会の動機
　当初、社会保険労務士事務所を営んでいましたが、顧客先から内容証明や農地転用などについて尋ねられることもあったことから、行政書士事務所も開業することにしました。

2. 専業か兼業か
　社会保険労務士との兼業です。

3. 得意業務は
　建設業、産廃業、農地転用です。

4. モットー
　「誠実」を基本としています。

5. 行政書士になって良かったこと
　多くの地域の方、事業所の方、同業の仲間達と知り合う機会ができたことです。また、仕事を通して、法律をはじめ、多くの様々な知識も学ぶことができました。

6. 趣味・特技
　太極拳と散歩です。
　２年ほど前から、健康のために太極拳を始めました。毎週土曜日の午前中、２時間ほど、近くの武道館で身体を動かしています。今まで特に運動はしていませんでしたが、太極拳をやるようになって、足腰が強くなったことを実感しています。仕事で１日中車を運転していても疲れなくなりました。また、太極拳愛好家の新たな友達もできるようになりました。今では、もう少し早く始めれば良かったと思っています。
　また、週末は歩いて２０分ほどのところにある「みかも山公園」へ、散歩に出かけています。自然が豊かで、四季折々に様々な表情を見せてくれるので、気分転換にもなっています。

7. 今後の抱負
　８年前から町の行政相談員も行っていますが、今後も行政書士の知識を生かして、地域に貢献していきたいと思います。

唐木田先生は、行政相談員の他に自治会長もされており、日曜日はほとんど地区の行事等に時間をとられるそうです。仕事以外でも、このように様々な面で地域貢献活動をされ、大変お忙しい中、快くインタビューに応じていただき、ありがとうございました。特に太極拳のお話しは、興味深く聞かせていただきました。何よりも「足腰が強くなった」という体験談は説得力がありました。私も最近は運動不足です。健康あってこそ仕事ができるのですから、これからは少し時間をとって運動しなければいけないな！とインタビューを通して思い知らされました。

（栃木支局長　白石博章）

支局かわら版

かき氷

日光支部

今回は日光支部から旬な話題をお届けします。

去年の猛暑もあり、日光市のある場所では長い行列ができました。それはその昔どこにでもあった「かき氷」です。もっとも、行列ができるのには訳があり、使用する氷が天然の氷なのですね。

氷室の主人に聞いてみると今では天然氷をつくっているのは全国でもなんと５カ所しかなく、そのうち３カ所が日光市にあるとのこと。その天然の氷の切り出しが今なんですね。年の瀬が近い頃氷池に清流から水を引き、１日約１センチくらいずつゆっくりと凍らせ、約２０日間で１回目ができるそうです。その間風や雪が降ってしまうときれいに仕上がらず、時には折角凍った氷をすべて取り除くこともあるそうな・・・。丹誠込めて作ったこおりは電気のこぎりで切り出され、氷室と呼ばれる氷の倉庫に保管されます。

切り出しの際は天然氷に魅せられたファンがボランティアとして手伝い、慣れないながらもブロック状に切られた氷を順序よく氷室に積んでいきます。

その管理方法は長年の経験からのものだそうで、少しずつ融け、夏の頃にちょうど熟成？をむかえるそうです。年間を通して作れるチャンスは２回。農業でいうところの二期作ですね。

日光の天然氷はまず、その水がおいしいこと。そしてある時期から気温が低く、その割に降雪がすくない。そのほか様々な条件から氷づくりに適しているそうです。透明に澄み、少しずつ融ける天然の氷は製氷機の物とは明らかに違います。

今切り出されている氷はきっとまた今年の夏、長い行列を作ることでしょう。私としてはその前にその氷を丸く削り「ハイボール」でいただきたいものです。

（支局長　杉山　茂）

支局情報

【佐　野】

佐野支部ホームページのご紹介

http://www.gt9.or.jp/gyosei/sano/

昨年の１２月に佐野支部のホームページを開設させていただきました。須永支部長よりＩＣＴ特別委員会も第２回研修会「ホームページの作成」が開催されますし、市民へのＰＲ活動にもたいへん役立つと思いますので、ぜひ作って欲しいとの要望からでした。早速、作業に入ろうと思ったのですが、自社のホームページと違い独断と偏見での作成は好ましくないと考え、支部長はじめ各会員の方々に企画・資料等を求めご協力を頂きました。

佐野支部としては今日まで『無料相談会』・『制度推進事業』・『社会貢献事業』・『支部研修会』を継続して行って参りました。その内容をホームページにて紹介させて頂くことで、より多くの企業や住民の方々にご認識を得ていただき、ご意見をいただく事で業務へのよりよい反映とし多方面に寄与することが出来るのではないでしょうか。

栃木県行政書士会のサーバーの有効利用・各会員の業務拡大・社会貢献等の観点からもホームページの開設をお勧めするところであります。

（佐野支部　山本　護）

年末にパソコンが故障した。前から調子は悪かったが、ある日突然反応しなくなった。

パソコンに詳しい知人に見てもらったが回復しない。大手ＰＣ専門店の無料診断サービスも受けてみた。診断によるとマザーボードがダメになっているらしい。数万円かけて修理するくらいなら新しいパソコンを買ったほうがよいといわれた。５年以上も使ったので寿命が来ても仕方がないか。

仕事のデータはフラッシュメモリに直接書き込んでいるので問題ない。その他のデータも、かなり前だがバックアップしておいたＣＤがあったのでなんとかなった。

年明け１月２日、家電量販店へパソコンを買いに行く。買い物ポイントまで計算するとインターネットで買うよりも家電量販店のほうが安い。なんでもインターネットが安いと思っていたが、パソコンはそうでもないようだ。

組立てパソコンキットに挑戦してみようかと迷ったが、万が一の電話サポートもないのであきらめる。費用も国産大手メーカーの電話サポートサービスを考えるとそれほど変わらない。

驚いたのは、ノートパソコンやディスプレイ一体型デスクトップが主流になっていることだった。スペースをとらないことやインテリアとしてのファッション性がうけているらしい。

今回購入した、昔ながらのタワーにディスプレイ、キイボード、マウスといったセパレートタイプは人気がなくて、店頭にはエントリーモデルしか在庫がなかった。ただしエントリーモデルとはいっても、以前自分が使用していたパソコンとは比べものにならないほど高性能である。ディスプレイも薄くて以前ほど場所をとらない。

バックアップ用のハードディスクもいっしょに購入した。付属のソフトがこれまたすぐれもので設定した通りの時間になるとある程度のデータをバックアップしてくれる。

残念ながら持っていたスキャナは古すぎてウインドウズ７では対応できなかった。プリンターはＯＳに対応するドライバーをダウンロードして問題なく使える。

新しいパソコンは使いだすと快適そのもの。古いパソコンが壊れた時の暗い気持ちも見事に吹き飛んだ。もっと早く買い替えてもよかったかも。徐々にオフィス２０１０にも慣れてきた。

パソコン好きの友人に「もう少し待っていると、もっといいのが出る。いつ買い替えたらいいか迷う」と相談すると「買おうと思ったときが買い時だよ」と言い切られてしまった。たしかに性能の向上を待っていたらきりがない。

（佐野支局長　江藤正巳）

栃木県行政書士ゴルフコンペ開催のご案内

発起人　青木勇夫

今年度「行政書士法制定 60 周年記念誌」編纂に当たり、福利厚生事業を調べておりますと過去には定例でゴルフ大会が開催されていた記録がありました。また最近の「行政とちぎ」にもゴルフの話題が登場しておりますし、他会の会報でも楽しくコンペを開催した様子が掲載されております。

会員の皆様におかれましては業務にお忙しいことと思いますが、時には仕事以外の交流も必要かと思い、ゴルフコンペを企画しました。好評であれば定期的に開催することも考えておりますので、腕自慢の方も、運動不足解消目的の方も、お誘い合わせの上お申し込み下さいますようご案内致します。

１．開催日時　平成 23 年　3 月 29 日（火）8 時（現地集合）
２．開催場所　宇都宮ロイヤルゴルフ倶楽部（栃木県宇都宮市横山町 1304）
３．参加費用　9,500 円（プレー代、昼食代、パーティー代、賞品代込み）
４．競技方法　1 ラウンド・新ペリア方式（トリプルボギーカット、上限ハンデ 36）
５．申込方法　事務局・大塚宛に電話でお申し込み下さい（3 月 10 日締め切り）。
（事務局電話番号：028－635－1411）（組合せ等は参加者に後日連絡致します）

母のこと④

平成１９年１０月に退院した母は、２週間に１度通院して飲み薬による抗がん剤治療を行うことになりました。大腸がんはきれいに切り取れましたので、再発・転移を防ぐことが目的でした。成功したものの手術は７０歳の母からかなりの体力を奪っていた（徒歩や自転車で出かけられる距離がかなり狭まりました）ので、当初病院へは私の運転で行っていました。車の中で特に言葉を交わすわけでもなく、待合室でも離れて座っていました。最初に母を病院へ連れてきたときのことを思い出すこともありました。看護師さんにイスに座っているのがつらければ診察まで簡易ベッドで寝ているように言われ、そして内科担当で入院し、検査の結果手術が必要となって外科へ担当替えとなり、手術して成功し退院し、今は外科外来で診察を待っています。あの日も、この当たりに座っていたな……。もちろんずっと感傷に浸っているわけではなく、「ゴルゴ１３」を熟読していました。簡単に言うと〝人殺し〟の劇画です。母の病気を案じつつ読む〝人殺し〟の劇画。しかも病院の待合室。パーン。

平成２０年の春ごろ、肝臓への転移が見つかりました。主治医によると転移は３ヵ所なので手術はできないとのことでした。もし、「１ヵ所だから手術しましょう」と言われた場合、１度の手術でかなり体力が落ちていた母に、再度の手術をすべきかどうかの判断が必要でしたが、幸い（？）その判断はしなくても良かったわけです。しかし、抗がん剤治療をするかどうかの判断は必要でした。成功率が高いわけでもないのに、副作用は〝テンコ盛り〟という感じです。家庭の事情もありましたが、結果的に初夏から始めることになりました。

母の場合、木曜日に外科外来で血液検査をして白血球の数を調べます。この治療をすると必ず白血球の数が減少してしまう（これも副作用の１つ）ので、白血球の数に余裕がないと治療は延期になってしまいます。この場合は白血球が増える注射をして帰宅することになります。入院の準備をして来たのに、そのまま帰るわけです。入院して治療する必要がなくなったのではなく、必要な治療ができないから入院もできないのです。２人でいつも以上に重い空気を感じながら帰宅します。

治療ができる場合はそのまま病室へ移動して、母を残して１人で帰ります。無事（？）入院できたわけですが、これはこれで複雑な気持ちです。点滴は２４時間かかるものを２本打ちますが、その前に吐き気（これも副作用の１つ）を抑えるための点滴（２～３時間）を打つとのこと。食事制限はありませんが、吐き気で食事が取れないので、最後に栄養補給の一般的な点滴を打って土曜日の午後に退院することになります。本当はもう１泊した方が良いらしいのですが（副作用に対する対処が出来る）、母の強い希望に主治医が折れていました。もっとも自宅に帰っても翌週の火曜日位までは、ベッドから起きられません。比較的元気な状態で入院した母が、ヨレヨレの状態で退院することも、私の心を複雑にしていました。慣れてくると火曜日に復活した母は、木曜日（治療は隔週）に自分で運転して外科外来へ行くことも出来るようになりました。この生活が約１年間続きました。

頼まれてもいないのに、４回分も原稿を書いてしまいました。「母のこと」がただただ湧き出してきます。結局、何が書きたかったのかもわかりませんし、これ以後も亡くなるまでにいろいろな出来事がありました。時間が経てば書けるかもしれないことと時間が経っても書けないことが頭の中でグルグルしています。個人的に書面にして残しておけば良かったのかも知れませんが、「行政とちぎ」に投稿したのは、「猛暑」と「円高」と、そして「支部長？」のせい。

（足利支部　杵渕　徹）

廃棄物処理法改正に関する講習会の開催について

平成 22 年 5 月に廃棄物処理法が改正され、平成 23 年 4 月から施行されることとなりました。今回の改正には、建設系廃棄物に関する処理責任の元請一元化など排出事業者による適正な処理を確保するための対策の強化、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化、廃棄物処理業の優良化の推進、産業廃棄物収集運搬業許可の合理化など、排出事業者や処理業者にとって非常に重要な事項が盛り込まれています。

そこで、下記のとおり、廃棄物処理法改正の概要を内容とする講習会を開催します。多数のご参加をお待ちしております。

○主催：栃木県、宇都宮市、（財）栃木県環境保全公社
○共催：鹿沼市、小山市、真岡市、（社）栃木県解体業協会、（社）栃木県建設業協会、
（社）栃木県産業環境管理協会、（社）栃木県産業廃棄物協会、
（社）栃木県造園建設業協会
○内容：①廃棄物処理法改正の概要について
（講師：栃木県環境森林部又は宇都宮市環境部の職員）
②質疑応答・その他

○　開催日と会場

開催地	開催日	会 場 名	所 在 地
県西地区	2 月 28 日（月）	鹿沼市民文化センター（小ホール）	鹿沼市坂田山 2-170
県南地区	3 月 2 日（水）	足利市民会館（小ホール）	足利市有楽町 837
県北地区	3 月 4 日（金）	那須野が原ハーモニーホール（小ホール）	大田原市本町 1-2703-6
小山地区	3 月 7 日（月）	小山市立文化センター（小ホール）	小山市中央町 1-1-1
県央地区	3 月 9 日（水）	栃木県総合教育センター（大講義室）	宇都宮市瓦谷町 1070
県東地区	3 月 11 日（金）	真岡市民会館（小ホール）	真岡市荒町 1201

※注
・**各会場とも、14:00 開始**（受付は 13 時 30 分から）、**16:30 終了の予定**です。
・参加費は無料です。申込みは、別紙「参加申込書」によりお願いいたします。
・参加決定の通知はいたしません。申し込まれた方は、当日、会場へお越しください。
・各会場の駐車台数には限りがありますので、なるべく公共交通機関の利用又は相乗りでお越しください。
・問い合わせ先　（財）栃木県環境保全公社（電話：028-622-7654）

宛　先

（財）栃 木 県 環 境 保 全 公 社

FAX 028-627-3287

E-mail:to-hozenkousha1@aq.wakwak.com

差出人　　（平成　23　年　　月　　日）

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（TEL）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（FAX）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（E-mail）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

廃棄物処理法改正に関する講習会　参加申込書

開 催 日	会　場　名	出 席 者 氏 名
２／２８（月）	（鹿　沼） 鹿沼市民文化センター	
３／２（水）	（足　利） 足利市民会館	
３／４（金）	（大田原） 那須野が原ハーモニーホール	
３／７（月）	（小　山） 小山市立文化センター	
３／９（水）	（宇都宮） 栃木県総合教育センター	
３／１１（金）	（真　岡） 真岡市民会館	

※　参加希望日の欄に出席者氏名を記入してください。

※　各開催日の一週間前までに申し込んでください。

栃木県行政書士会

行政書士法制定６０周年記念式典・平成２３年賀詞交歓会

平成２３年１月１１日（火）、ホテル東日本宇都宮・日光の間に於て開催されました。

第一部「行政書士法制定６０周年記念式典」では、北山孝次日行連会長、畑光日政連会長、衆議院議員の方々から祝辞をいただきました。

記念表彰は会員歴５０年以上、歴代会長、長寿の方々、会員歴３０年以上の方々が表彰されました。

記念講演は「行政書士の未来について」という題で、栃木県行政書士会会長・元日本行政書士会連合会会長住吉和夫氏が講演をしました。

第二部「栃木県行政書士会平成２３年賀詞交歓会」に於ては、衆議院議員、参議院議員、県議会議長、栃木県知事、宇都宮市長その他各界の名士の方々から祝辞をいただきました。

栃木県行政書士会として初めての賀詞交歓会に、来賓の方約８０名、会員の参加者８０名以上が１６基の円卓を囲みました。

乾杯の後、会員ゆかりの方々による琴の演奏がひときわ華やかな雰囲気を盛り上げ、又、美しい和服姿の会員も数多居り、いかにもお正月らしい和やかな楽しいひとときでした。

（広報部副部長　山本昭子）

ＡＤＲ特別委員会が設立されました

裁判外紛争解決（ＡＤＲ）機関の認証取得のための調査・研究などさまざまな活動について、これまでＡＤＲ研究会で行ってきましたが、この度ＡＤＲ特別委員会が設立され、これらの役割を引き継ぎ、担うことになりました。

認証を取得する機関は栃木県行政書士会と一体であることが求められるため、平成２２年５月の総会の議決を経て本会の業務に「裁判外の紛争解決手続に関する調査・研究及び機関の設置・運営に関すること」が加えられました。（会則第３条）

続いて平成２２年１２月の理事会において「ＡＤＲ特別委員会の設置」が定められ、１月１４日に設立会議が開かれました。１月３１日にはＡＤＲ特別委員会とＡＤＲ研究会の合同会議を開催し、活発な意見交換の後、今後とも一体となって活動することを確認しました。

社会に貢献することはもとより、行政書士会にとって意義のあるＡＤＲ機関の設立を目指しますので、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

委 員 長　　田沼芳友
副委員長　　田渕　徹
委　　員　　大川新太郎
委　　員　　久我臣仁

研修詳細

ＡＤＲ調停人養成　　効果測定

業務開発部主催

○開催日時
　平成 23 年 3 月 7 日（月）13：30～
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○対象者
　ADR 調停人養成講座　基礎編全 4 回、中級編全 3 回、計 7 回受講者
　（補講受講により計 7 回となった会員も可）
○担当
　土方美代

研修詳細

行政書士基礎講座　第１１回

業務研修部主催

○開催日時
　平成 23 年 3 月 15 日（火）13：30～
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修項目および講師
　「はじめての農地法」（行政書士　田渕　徹）

研修詳細

ＡＤＲ調停人養成ＰＧ　家族法研修　実践編３（全６回）

業務開発部主催

○開催日時
　平成 23 年 3 月 16 日（水）13：30～17：00
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
　実践編①、②の回と同様、ケースメソッド型の家族紛争事件論点抽出訓練をします。行政書士業務の通常の法律相談にも役立つのでぜひご参加下さい。
　予定範囲は、第２部各論 第９章　養子縁組～第１２章　扶養の最後までです。
○講　　師
　専門業務指導員　行政書士　久我　臣仁
○テキスト
　「実務家族法講義」（H18 年発行）発行　民事法研究会（税込 4,725 円）
　まだ、購入されていない方は各自ご用意ください。

研修詳細

産業廃棄物収集運搬業 法改正研修のお知らせ

業務研修部

○ 開催日時

平成２３年３月１７日（木）１３時３０分から１５時まで

※講義終了後、１５時３０分まで質疑応答。

○ 受 講 料

無　料

○ 場　　所

栃木県行政書士会館　２Ｆ会議室

○ 対　　象

行政書士会員

※会場の都合上、先着４０名になり次第、締切らせていただきます。

（補助者の代理出席可。ただし会場収容人数に限りがある為、１事務所１名とさせていただきます。）

○ 内　　容

４月１日から大幅に改正となる産業廃棄物収集運搬業法に関する説明

○ 講　　師

栃木県環境森林部廃棄物対策課　産業廃棄物対策課　２名

○ 申込〆切

平成２３年３月７日（月）資料準備の関係上、期限厳守！

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込	ﾃｷｽﾄ申込	昼食 ¥500 程度
3／7	**ＡＤＲ調停人養成 効果測定**	無料	3/1		—	—
3／15	行政書士基礎講座　第 11 回 **「はじめての農地法」**	無料	3/8		—	—
3／16	**ＡＤＲ調停人養成ＰＧ 家族法研修　実践編３**	無料	3/14		—	—
3／17	**産業廃棄物収集運搬業 法改正研修**	無料	3/7		—	—

※会場はすべて栃木県行政書士会館２Ｆです。

支部名		氏　名	
ＦＡＸ			

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 23 年 1 月 31 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	宇 都 宮 篠﨑　裕一	H23. 1. 1	321-0126	宇都宮市茂原町 1085 - 47	028-654-2728	
	日　光 福田　浩一	H23. 1. 1	321-2345	日光市木和田島 1564 - 1	0288-26-0713	
	佐　野 二連木謙二	H23. 1. 1	327-0843	佐野市堀米町 1004	0283-26-7003	
	栃　木 玉野　隆央	H23. 1. 15	328-0071	栃木市大町 3 - 35	0282-24-1588	
	宇都宮 星野　昌弘	H23. 1. 15	321-0912	宇都宮市石井町 2724 - 12	028-661-9063	
	栃　木 若林　祐二	H23. 1. 15	328-0014	栃木市泉町 2 - 26	0282-24-8245	

【変　更】　　*:市町村合併に伴う変更

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
芳　賀	池葉　洋	*事務所	真岡市さくら 4 - 3 - 5
芳　賀	布施智宏	事務所	真岡市亀山 1 - 6 - 13

平成２２年度行政書士試験結果

試験地	申込者数	受験者数	合格者数	合格率
茨城県	1,351	1,087	41	3.77
栃木県	1,136	931	39	4.19
群馬県	1,135	901	31	3.44
埼玉県	4,316	3,486	225	6.45
千葉県	3,957	3,115	210	6.74
東京都	20,360	15,649	1,402	8.96
神奈川県	4,678	3,709	220	5.93
全国合計	88,651	70,586	4,662	6.60

お詫びと訂正

行政とちぎ１月号４ページの年男年女コーナーにおきまして、大川新太郎会員（宇都宮支部）の記事を長岡辰夫会員の記事として誤掲載しておりました。大変失礼いたしました。ここにお詫びして訂正いたします。

編集後記

編集作業において毎回最後に苦労するのがページ調整です。原稿をそのまま配置してピッタリ収まることはまずありません。写真や行間の調整、フォントの変更など、様々な作業が締め切り直前まで続きます。できたー！と思ったら編集後記が書いてない。そうそう今回は自分が担当でした。

（広報部　田代）

行政とちぎ２月号 №410

発行人　栃木県行政書士会　会長　住吉和夫
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政とちぎ 2011.2
平成23年2月15日発行　第410号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

成年後見　相続　遺言　契約書　許認可

行政書士相談センター 028-638-0919（丸くいく）
電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）

栃木県行政書士会

マスコットキャラクター
アドちゃん